

島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がい学生支援規程の松江キャンパスにおける運用について

令和3年4月1日
令和5年4月1日改正
令和6年4月1日改正

島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がい学生支援規程(以下「規程」という。)に定める支援の申し出及び申し出受理後の松江キャンパスでの取り扱いは次のとおりとする。

1. 松江キャンパスにおける窓口等について(規程第6条第2項、同第7条第2項関係)

- (1) 受験上の配慮申請の窓口を学務課教務・入試係、修学上の配慮申請の窓口を学務課キャリア・学生支援係とする。
- (2) 受験上の支援方策についてはアドミッション委員会で、修学上の支援方策については障がい学生支援委員会で審議・決定する。

2. 支援の申し出について(規程第6条関係)

支援を申し出る時には、次の書類を提出するものとする。

- (1) 障がいなど(視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、発達障がい等)があり、本学に入学を志願する者(志願を予定している者を含む。)(以下「入学志願者」という。)で、受験上の配慮を希望する者は、原則として在学(出身)学校等を経由して、「入試受験相談書(様式1)」及び様式1記載の「添付書類」を学務課教務・入試係に提出するものとする。
- (2) 障がいがある学生が修学上の配慮を申し出るときは、「修学支援申請書(様式3)」及び様式3記載の「添付書類」を学務課キャリア・学生支援係に提出するものとする。

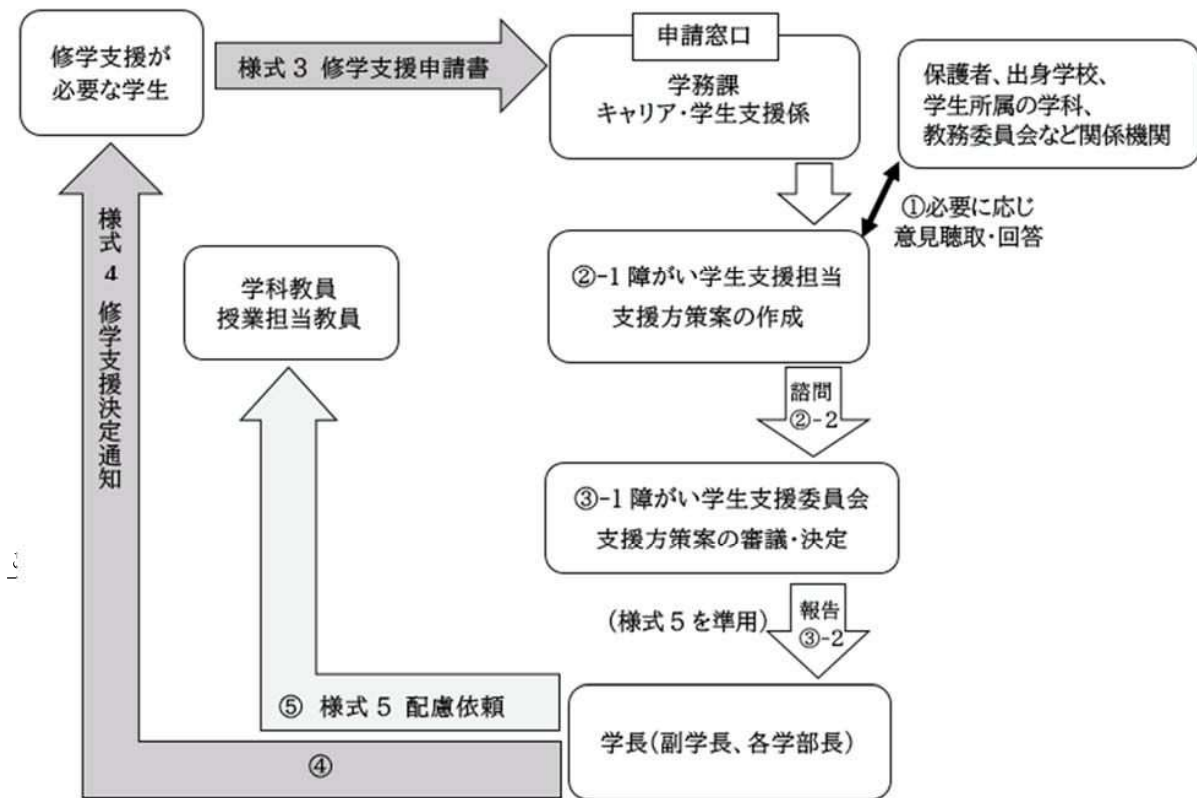
3. 支援の決定などについて(規程第7条関係)

- (1) 入学志願者から「入試受験相談書(様式1)」の提出があったときは、次により処理するものとする。
 - ① アドミッション委員会は、障がい学生支援委員長等と協議のうえ、支援方策を決定し、学長に文書(様式2を準用)で報告する。
 - ② 学長は、入学志願者から希望のあった入学者選抜試験の受験上の配慮について、その結果を「受験時支援決定通知(様式2)」により入学志願者に通知する。
- (2) 修学上の配慮を希望する学生(以下、「要支援学生」という。)から「修学支援申請書(様式3)」の提出があったときは、次のように処理するものとする。
 - ① 障がい学生支援担当は、必要に応じて要支援学生の所属学科等に対し、修学上の配慮すべき措置等について意見をもとめる。
 - ② 障がい学生支援担当は、学科等の意見をもとに支援方策案を作成し、障がい学生支援委員会に諮る。
 - ③ 障がい学生支援委員会において、支援方策を審議・決定し、学長(副学長、各学部長)に文書(様式5を準用)で報告する。
 - ④ 学長は、修学上の配慮について、「修学支援決定通知(様式4)」により要支援学生に通知する。

ただし、在学(出身)学校等においてすでに行われていたものと同様の支援が要望された場合及び急を要する場合は、審議を省略し文書決裁に替えることができる。

- ⑤ 学長は、障がい学生支援委員会において決定された支援内容及び前項により審議を省略され文書決裁された支援内容について、要支援学生が所属する学科及び要支援学生が履修する授業担当教員に文書(様式5)により配慮依頼を行うものとする。
- ⑥ 要支援学生から支援内容変更の申し出があった場合も同様の処理を行い、様式は準用する。

【修学支援決定までの流れ】



附 則
この運用は、令和5年4月1日から実施する。

附 則
この運用は、令和6年4月1日から実施する。

様式 1

入試受験相談書(松江キャンパス)

下記の通り、入試受験における支援の提供を希望します。

志願者氏名	(ふりがな)	生年月日	
		年	月 日
志願学部	学部	学科	選抜区分(日程)
	学部	学科	
	学部	学科	
本人住所	〒		
携帯番号			
メールアドレス	@		
出身学校名			
卒業見込年月			
卒業年月			
保護者等連絡先 (緊急連絡先)	氏名	住所 〒	
	本人との関係	電話番号	

障がい等の状況について

障がいの内容	診断名 特記事項		
かかりつけ 医療機関	医療機関名	住所 〒	
	医師名	電話番号	
受験上の希望 する配慮内容			
添付 書類	①医師の診断書等(一年以内のもの、写し可) または、障害者手帳(写し)	医師の診断書は、必要な支援内容が記入されているものが望ましい	
	②在学(出身)学校等での支援状況に関する資料 (写し)	在学(出身)学校等で修学上の配慮・支援を受けていた場合のみ提出 (個別の教育支援計画等の支援情報に関する資料等)	
	③大学入学共通テストの 「受験上の配慮事項審査結果通知書」(写し)	一般選抜試験を受ける場合のみ提出	
在学(出身)学校長等の確認	役職名	氏名(署名)	

情報の共有について 必ずお読みください。

島根県立大学・島根県立大学短期大学部では、大学の各部門が連携し、学生の支援を行います。そのため、「公立大学法人島根県立大学個人情報取扱規程」(下記 URL または QR コード参照)に基づく管理の下、この申請書に記入された内容を必要に応じて支援関係者間にて共有いたします。

<https://www.u-shimane.ac.jp/utilities/policy.html>



島根県立大学・島根県立大学短期大学部 学長 様	提出日 令和 年 月 日
入試支援に必要な個人情報の開示に同意します。	
氏名(署名) _____	(保護者代筆可)

令和 年 月 日

様

島根県立大学・島根県立大学短期大学部
学 長

受験時の支援の決定について

令和 年 月 日付で相談のありましたことについて、下記のように決定いたしましたのでお知らせします。

記

1 支援内容

2 受験にあたっての連絡事項

※在籍校には、本通知の写しを添付し連絡を行う。

本件に関するお問い合わせ窓口

島根県立大学・島根県立大学短期大学部
松江キャンパス 学務課
教務・入試係 担当
電話番号() -

入学後の修学に対して希望する配慮・支援

配慮・支援	理由

その他

情報の共有について 必ずお読みください。

島根県立大学・島根県立大学短期大学部では、大学の各部門が連携し、学生の支援を行います。そのため、「公立大学法人島根県立大学個人情報取扱規程」(下記 URL または QR コード参照)に基づく管理の下、この申請書に記入された内容を必要に応じて支援関係者間にて共有いたします。

<https://www.u-shimane.ac.jp/utilities/policy.html>



申請日 令和 年 月 日

島根県立大学・島根県立大学短期大学部 学長 様

修学支援を申請し、この申請書に記入された内容を関係する教職員及び支援関係者間で共有する事、及び個人が特定できない形で資料・統計に利用することに同意します。

氏名(署名) _____ (保護者代筆可)

令和 年 月 日

様

島根県立大学・島根県立大学短期大学部
学 長

修学支援の決定について

令和 年 月 日付で申請のありましたことについて、下記のように決定いたしましたのでお知らせします。

記

1 支援内容

2 留意事項

今後障がいの状況の変化などにより、支援内容の変更が必要とお考えの場合は、再度下記担当窓口へお申し出ください。状況などをお聞きした上で支援内容について改めて検討し、ご回答いたします。

本件に関するお問い合わせ窓口

島根県立大学・島根県立大学短期大学部
松江キャンパス 学務課
キャリア・学生支援係 担当
電話番号() -

令和 年 月 日

授業担当教員 各位

島根県立大学・島根県立大学短期大学部
学 長

授業上の配慮について(ご依頼)

平素より、障がいのある学生支援につきまして、ご理解、ご協力いただきありがとうございます。
さて、当該学生につきまして、障がい学生支援委員会において支援方策が決定されました。
つきましては、下記により授業等において配慮をお願いいたします。
なお本依頼は、「島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に則り行っておりますことを、申し添えます。

記

1 学生情報

学 部	学 科	学 籍 番 号	氏 名

2 修学支援申請書提出日

令和 年 月 日

3 本学生の障がい等の状況

4 ご配慮いただきたい点



■ その他、必要な対応

上記に限らず、今後学生生活を送る中で当該学生より何らかの意見や要望が出されるかと思
います。その際にはあらためてご連絡を差し上げます。

また、当該学生への対応についてご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせ
願います。

※これらの情報は、島根県立大学・島根県立大学短期大学部教職員(非常勤職員、臨時的任用
職員等を含む)守秘義務の対象となる個人情報です。取り扱いには十分にご留意ください。

本件に関するお問い合わせ窓口

島根県立大学・島根県立大学短期大学部
松江キャンパス 学務課
キャリア・学生支援係 担当
電話番号() -

島根県立大学人間文化学部・島根県立大学短期大学部障がい学生支援委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がい学生支援規程第7条第2項に基づき、障がい学生支援委員会(以下「委員会」という。)に必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員会に、委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(組織)

第3条 委員会は、前条に定める委員長と次に掲げる委員で構成する。

(1) 各学科教員1名

(2) その他、必要に応じて保健管理委員長など委員長が必要と認めた者

(所管事項)

第4条 委員会は、障がいのある学生の修学に関し、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 障がいのある学生からの申し出に対する支援に関すること

(2) 受験上の支援に関すること

(3) 修学上の支援に関すること

(4) 学生生活上の支援に関すること

(5) 施設・設備の整備に関すること

(6) 修学の支援に係る予算に関すること

(7) 支援組織及び個別支援チームとの調整に関すること

(議決)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ成立せず議事を決することができない。

2 議事は、出席した委員の3分の2以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 早急な対応が必要な場合などの取り扱いについては、別に定める。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(個別支援チーム)

第7条 障がいのある学生の修学支援を円滑に実施するため、委員会の下に、必要に応じて個別支援チームを置く。

2 個別支援チームは、当該障がいのある学生ごとに設置する。

(個別支援チームの組織)

第8条 個別支援チームは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1)障がい学生支援委員長
- (2)障がい学生支援コーディネーター
- (3)支援する学生が在籍する学科の委員
- (4)担当指導教員
- (5)その他委員長が必要と認めた者

(個別支援チームの任務)

第9条 個別支援チームは、次に掲げる事項の業務にあたる。

- (1)障がいのある学生の支援のための具体的方策の実施に関する事
- (2)関係機関との連絡、調整及び連携に関する事
- (3)その他障がいのある学生の支援に関し必要な事項

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。